

文教委員会資料②

1 請願・陳情の審査

- (2) 陳情第83号 保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情

資料 陳情第83号 保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情について

参考資料1 保育所における短時間勤務の保育士の導入について

参考資料2 保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて

参考資料3 新子育て安心プランの概要

こども未来局

(令和3年5月20日)

陳情第83号 保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情について

1 短時間勤務の保育士の活用について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(最低基準)で規定されている定数上の保育士の取扱いについては、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいとされている。

【保育士配置の最低基準】

0歳児：3人につき1人 3歳児：20人につき1人
 1歳児：6人につき1人 4歳児：30人につき1人
 2歳児：6人につき1人 5歳児：30人につき1人
 ※ ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。

しかしながら、利用児童の多様な保育需要や保育士の多様な勤務形態に係る需要に柔軟に対応するため、各クラスで常勤保育士1名以上配置されていることなど、一定の条件を満たす場合には、保育士の一部に短時間勤務保育士を充てても差し支えないこととされている(平成10年2月18日付け厚生省通知【参考資料1】)。

今般、「新子育て安心プラン」において、短時間勤務保育士の活躍促進が示され、待機児童数が1人以上である市区町村においてやむを得ないと認める場合に、これまで各クラスで1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士をもって最低基準上の保育士の一部として差し支えない旨が示された。(令和3年3月19日付け厚生労働省通知【参考資料2】)。

<短時間勤務保育士の活用>

● 現行制度の概要(平成10年2月18日付け厚生省児童家庭局長通知)

- 保育所に配置されている保育士について、次の要件を満たす場合には、最低基準上の定数の一部に短時間勤務保育士(1日6時間未満又は月20日未満勤務)の保育士を充てても差し支えないとされている。

要件①：常勤の保育士が各組や各グループに1名以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること。

要件②：常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

● 今回の見直しの概要(令和3年3月19日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)

- 潜在保育士の保育現場への再就職を促進する観点から、短時間勤務の保育士の配置に関する上記の要件①について、

- ・ 令和2年以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上である市区町村において、
- ・ 常勤の保育士が十分に確保できずに子どもを受け入れることができないなど、市区町村がやむを得ないと認める場合には、

各組や各グループで1名以上の常勤の保育士を配置を求める規制を撤廃し、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えないこととする。

- その際、交代に当たっての適切な引継ぎや、保育の計画や評価を共有する機会の確保など、利用児童の処遇水準の確保に努めるとともに、一部の職員に業務の負担が過剰に偏ることがないように、適切な業務分担を行うこととする。

2 本市における保育士の配置基準について

本市における保育士の職員配置については、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例において、国が示す最低基準を定めるほか、川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱において、最低基準のほかに配置するその他国基準等保育士に加えて、市加配保育士として休憩・休息保育士及び年休代替保育士を常勤にて配置するよう努めることとしている。

ただし、その他国基準等保育士及び市加配保育士については、複数の短時間勤務保育士（非常勤職員）の勤務時間数を合算することで、常勤保育士に換算することを認めている。

<認可保育所の職員配置>

条例保育士 (基準条例 47-2)	0歳児	3人に1人	<ul style="list-style-type: none"> 3歳児：15人に1人配置の場合は3歳児配置改善加算あり（市認可・運営基準取扱要綱 5-3） 当分の間、幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭を保育士とみなすことができるほか、超過受入により必要となる者の要件を市長が認める者に弾力化する。これらの場合保育士を2/3以上置く（基準条例附則 8～10）
	1歳児	6人に1人	
	2歳児	6人に1人	
	3歳児	20人に1人	
	4歳児	30人に1人	
	5歳児	30人に1人	
その他国基準等保育士 (市認可・運営基準取扱要綱 5-4)	<ul style="list-style-type: none"> 利用定員90人以下の施設につき1人 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設につき1人 主任保育士を主任業務に専念させるための教育・保育給付等の加算を受ける施設につき1人 専任の保育士を増員することで、キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備するための教育・保育給付費等の加算を受ける施設につき1人 		
市加配保育士 (市認可・運営基準取扱要綱 5-4)	<ul style="list-style-type: none"> 休憩・休息保育士：基準条例 47-2 に基づく保育士等の4人に1人加算 年休代替保育士：1施設に1人加算 		

3 本市における保育士の処遇改善について

本市における保育士の処遇改善については、国の処遇改善等加算に加え、平成30年度から、国の処遇改善等加算Ⅱを補完するものとして、市独自の加算を創設し、更なる処遇改善を図っており、令和2年度には、加算額を増額するなど、施設間の均衡が図られるよう努めている。

さらに、運営費においても、障害児や生後43日目から5か月未満までの産休明けの子ども対応に係る加配保育士の人件費等、市独自の様々な加算項目を設けているほか、保育士等の離職防止策としての保育士宿舎借上げ支援事業や、保育士等の事務負担軽減策としてのICT化推進事業を実施するなど総合的に保育士等への処遇改善に努めている。

<保育士の処遇改善に係る主な加算・補助金>

● 処遇改善等加算		
公定価格	処遇改善等加算Ⅰ	平成27年度から導入され、施設に在籍する職員の平均勤続年数に応じて賃金改善させる仕組み。
	処遇改善等加算Ⅱ	平成29年度から導入され、技能・経験を積んだ職員（①副主任保育士等、②職務分野別リーダー）に係る追加的な処遇改善として、対象人数に応じた額を加算するもの。①は7年目以上の経験を有し、施設職員のおおむね1/3の人数で月額4万円を、②は3年目以上の経験を有し、施設職員のおおむね1/5の人数で月額5千円を上乗せ。
市処遇改善等加算Ⅱ		経験年数が多い職員が多いために、公定価格上の処遇改善等加算Ⅱでは、十分に賃金改善額の配分を行えない施設に対して、賃金改善額を補完して加算するもの。令和2年度から7年目以上の対象者2万円保障から4万円保障に増額。

● その他市加算	
障害児保育費	障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに対して、保育士等の加配を行い、対象となる子どもの処遇向上を図るため、人件費を加算するもの。
産休明け保育対応保育士雇用費	産休明け（生後5箇月未満）の子どもが利用している施設に対し、産休明け保育対応保育士を対象児2人につき1人加配するための雇用費を加算するもの。
● 補助金	
保育士宿舎借上げ支援事業補助金	保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を補助するもの。 採用後9年以内の常勤保育士で最大82,000円/月を補助（負担割合：国1/2、市1/4、事業者1/4）。
ICT化推進事業補助金	保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助するもの。 1施設当たり100万円を上限に補助（負担割合：国1/2、市1/4、事業者1/4）

○保育所における短時間勤務の保育士の導入について

(平成一〇年二月一八日)

(児発第八五号)

(各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あて厚生省児童家庭局長通知)

児童福祉施設最低基準(昭和二三年厚生省令第六三号。以下「最低基準」という。)で規定されている定数上の保育士の取扱いについては、従来常勤の保育士をもって充てるよう指導してきたが、利用児童の多様な保育需要や保育士の多様な勤務形態に係る需要に柔軟に対応できるよう、左記の事項に留意の上、新たに短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものとし、平成一四年七月一日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたい。

記

一 最低基準における定数上の保育士の取扱い

保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保育所の利用が一般化する中で従来にもまして保育士の関わりは重要であるばかりでなく、保護者との連携を十分に図るためにも、今後とも最低基準上の保育士定数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいこと。しかしながら、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件の全てを満たす場合には、最低基準上の定数の一部に短時間勤務(一日六時間未満又は月二〇日未満勤務)の保育士を充てても差し支えないものであること。なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

(一) 常勤の保育士が各組や各グループに一名以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が二名以上の場合は、一名以上ではなく二名以上)配置されていること。

(二) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

二 留意すべき事項

(一) 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、保育士の職務の重要性及び児童福祉法(昭和二二年法律第一六四号)第四八条の二第二項に基づく保育士の資質向上に係る努力義務等にかんがみ、勤務形態の如何を問わず各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。

(二) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七六号)や雇用保険法(昭和四九年法律第一一六号)等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意すること。このため、短時間勤務の保育士を導入する保育所にあっても導入しない保育所と同様の保育単価とする取扱いとしている。

(三) 児童福祉法第四八条の二第一項に基づき、保育士の勤務形態の状況等について情報提供に努めるべきであること。

三 実施期日等

本通知は、平成一四年七月一日から適用するものである。

子 発 0319 第 1 号
令和 3 年 3 月 19 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局長
（公 印 省 略）

保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて

保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（以下「最低基準」という。）で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、これまで「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成 10 年 2 月 18 日付け児発第 85 号厚生省児童家庭局長通知。以下「平成 10 年通知」という。）において、短時間勤務の保育士の取扱いをお示ししてきました。今般、最低基準上の保育士定数は常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいという前提の下で、常勤の保育士の確保が困難であることにより、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、短時間勤務の保育士（1 日 6 時間未満又は月 20 日未満勤務する保育士をいい、各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する保育士を含む。以下同じ。）が従事する業務に関する特例的な対応を取っても差し支えないこととするなど、短時間勤務の保育士に関する取扱いを下記のとおり改めて整理し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知し、適切に運用いただくようお願いいたします。

これに伴い、平成 10 年通知は、令和 3 年 3 月 31 日限りで廃止することとします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 最低基準における定数上の保育士の取扱い

保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保育所等の利用児童数が年々増加する中で従来にも増して保育士の関わりは重要であるばかりでなく、保護者との連携を十分に図るためにも、今後とも最低基準上の保育士定数は、子どもを長時間にわたって保育で

きる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいこと。しかしながら、保育所等本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童に対する保育の質の確保が図られる場合であって、次の条件の全てを満たすときには、最低基準上の保育士定数の一部に短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものであること。なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

- (1) 常勤の保育士が各組・各グループに1名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること。

ただし、令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れることができないためであることと判断している市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、待機児童解消のために当該市町村がやむを得ないと認める場合に限り、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れるのに不足する常勤の保育士数の限りにおいて、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものであること。その際、当該市町村においては、上記の判断に当たり管内の保育関係者と認識の共有を図るとともに、当該保育所等において、適切に常勤の保育士の募集等常勤の保育士を確保するための取組を行っていることを確認すること。常勤の保育士の募集を適切に実施しているかを確認する際には、例えば、当該保育所等に勤務する常勤の保育士よりも著しく低い処遇水準での募集が行われていないことや、ハローワークや職業紹介事業者等を通じ広く求人活動を一定期間行っていることその他適切な方法により募集を行っていることを確認することが考えられること。

なお、常勤の保育士が各組・各グループに1名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていることが原則であり、望ましいことに変わりはないため、常勤の保育士の確保が可能となった場合には、各組・各グループに1名以上常勤の保育士を配置し、上記ただし書きの取扱いについては、早期に解消を図り、当該業務に当たっていた短時間勤務の保育士の業務内容の見直しを行うこと。

- (2) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

2. 留意すべき事項

- (1) 保育所等の長は、職員会議等を通じて職員間の情報共有及び連携を十分に図るとともに、保育士の職務の重要性及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第48条の4第2項の規定により保育士に資質向上に係る努力義務が課されていること等に鑑み、勤務形態を問わず各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。

特に、1（1）ただし書きの場合にあっては、複数の保育士が同一の組・グループの保育を共同で行うことが想定されることから、同一の組・グループを担当する短時間勤務の保育士が共同で指導計画及び保育の記録を作成することを通して、一貫した保育の提供及び保護者支援を可能とする機会を確保することや、保育士の交替に当たって、引継ぎを適切に行うための時間を確保することなど、利用児童に対する保育の質の確保や適切な保護者支援の実施に努めること。なお、利用児童に対し、安定的に保育を提供する観点から、同一の組・グループに対して、日によって異なる短時間勤務の保育士を配置することは適切ではないこと。あわせて、常勤職員など一部の職員に業務の負担が偏ることがないように、周辺業務の効率化や分担を含めた保育所全体としての業務マネジメントが行われるよう留意すること。

- (2) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）や雇用保険法（昭和49年法律第116号）等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意すること。また、例えばグループの担任を務める短時間勤務の保育士の待遇に関し、同一労働同一賃金の観点から、同じくグループの担任を務める常勤の保育士の待遇との間に差を設けないなど、短時間勤務の保育士と常勤の保育士との間で不合理な待遇差を設けないこと。このため、短時間勤務の保育士を導入する保育所等にあっても導入しない保育所等と同様の保育単価とする取扱いとしている。
- (3) 児童福祉法第48条の4第1項の規定に基づき、保育士の勤務形態の状況等について情報提供に努めること。
- (4) 各都道府県知事及び各市町村の長は、管内の保育所等における1（1）ただし書きの適切な運用について、児童福祉法に基づき実施する指導監査において確認を行うこと。指導監査の実施に当たり、特に確認すべき事項としては、例えば、職員の確保及び定着化についての取組並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法規の遵守状況の確認に際して、常勤の保育士を確保するための取組の状況や、短時間勤務の保育士に対する処遇の適正性を確認することや、指導計画等の作成に当たり、同一の組・グループを担当する短時間勤務保育士が共同で指導計画等を作成する機会が担保されているかを確認することが考えられること。その際、常勤の保育士を確保するための取組の状況については、1（1）ただし書きの適用に当たり、当該状況の確認を行っている市町村と、情報の共有を行うこと。
- (5) 過去3年間の指導監査において、都道府県知事及び市町村の長から勧告や改善命令を受けている保育所等については、1（1）ただし書きの適用を認めないこととする。

新子育て安心プランの概要

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

① 地域の特性に応じた支援

○ 保育ニーズが増加している地域への支援

- (例)
- ・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

○ マッチングの促進が必要な地域への支援

- (例)
- ・**保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
- ・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

② 魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・**保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・**短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・**保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設)
- ・**や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)) **の推進**
- ・**ベビーシッターの利用料助成の非課税化** 【令和3年度税制改正で対応】
- ・**企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・**育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**
【令和3年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定】

短時間勤務の保育士の活用

現行制度の概要

- 保育所に配置される保育士について、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、次の要件の全てを満たす場合には、最低基準上の定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士を充てても差し支えないこととされている。
 - ①常勤の保育士が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること
 - ②常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

見直し案

- 潜在保育士の保育現場への再就職を促進する観点から、短時間勤務の保育士の配置に関する要件①について、
 - ・ **令和2年以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上である市区町村において、**
 - ・ **常勤の保育士が十分に確保できずに子どもを受け入れることができないなど、市区町村がやむを得ないと認める場合には、**各組や各グループで1名以上常勤の保育士を配置を求める規制を撤廃し、**1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えないこととする。**
- その際、交替に当たっての適切な引継ぎや、保育の計画や評価を共有する機会の確保など、利用児童の処遇水準の確保に努めるとともに、一部の職員に業務の負担が過剰に偏ることがないように、適切な業務分担を行うこととする。

(参考)

- 保育士が再就業する場合の希望条件（複数回答）

勤務時間：76.3% 雇用形態(パート・非常勤採用)：56.0%

※「東京都保育士実態調査報告書」（令和元年5月公表）より⁹